

橿原市廃棄物減量等推進審議会 公募委員募集要項

橿原市は廃棄物の排出抑制、資源化の促進並びに適正処理等に関する施策の重要事項を審議するために「橿原市廃棄物減量等推進審議会」の開催を予定しています。この審議会は、市民、事業者、学識経験者等で構成され、委員としてご参加いただける市民の方を次のとおり募集します。

1. 審議会の名称

橿原市廃棄物減量等推進審議会

2. 公募する委員の人数

2名

3. 委員の任期

令和5年8月1日から令和7年7月31日まで

4. 応募資格

応募資格は、次に掲げるア.～エ.の要件をすべて満たす者とします。

- ア. 応募時に本市に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は本市内で事業経営をしている者
- イ. 応募時の年齢が満18歳以上の者
- ウ. 公募委員に選任される日において、本市の他の審議会等の委員に選任されていない者
- エ. 行政機関（本市を含む。）の職員（特別職を含む。）でない者
- オ. 次の①～⑤のいずれにも該当しない者
 - ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員、暴力団の維持運営に協力若しくは関与をする者、暴力団と親密な交際をする者その他暴力団と社会的に非難される関係を有する者
 - ⑤ 会議に出席できる状態にない者

5. 報酬

審議会出席1回につき10,000円

6. 審議会開催予定回数

年間2回 開催予定（平日）

7. 募集期間

令和5年6月1日（木）から令和5年6月30日（金）まで

8. 必要書類

- ① 応募申込書（応募用紙は、環境政策課（橿原市役所本庁舎北館3階）で配布しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。）

9. 選考の方法

公募委員の選考は、応募申込書の内容と面接により行います。
面接の日時は別途通知します。

10. 応募方法

下記のいずれかの方法で必要書類を提出してください。

- ① 事務局（環境政策課）へ直接提出
- ② 電子メール（ kankyoseisaku@city.kashihara.nara.jp ）
- ③ 郵送（令和5年6月30日（金）必着）

11. 結果通知

選考結果については、応募者全員に通知するとともに、応募者個人の情報に該当する部分を除き公開します。

12. 選任に関する特例

公募を行った場合において、応募人員が公募する委員数に満たなかったとき、又は選考の結果、該当者がなかったときは再公募によらないで委員を選任します。

【問い合わせ先（事務局）】

橿原市役所

環境部 環境政策課（橿原市役所本庁舎北館3階）

〒634-8586 奈良県橿原市八木町1-1-18

TEL：0744-47-3511／FAX：0744-24-9716